



令和6年度から8年度の

介護保険料を改定しました

介護保険とは、社会全体で支えあう制度です。

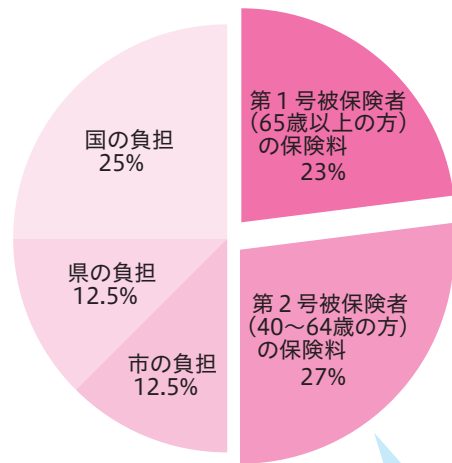
介護保険制度は、常総市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険事業を安定的に運営するために、介護保険料を見直しました。

高齢者人口や介護を必要とする方の増加により、介護保険のサービス費も増加傾向にあります。

介護保険事業を安定的に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行っており、今回の見直しにより、介護保険料の基準額を年額70,800円（月額5,900円）に改定しました。65歳以上の方の介護保険料は、この基準額をもとに、世帯の課税状況や本人の合計所得金額等に応じて決まります。

介護保険の財源（令和6～8年度）



介護保険にかかる費用のうち、半分を公費（税金）、残りの半分を被保険者の方が納める保険料で賄っており、大切な財源になっています。

▼第1号被保険者（65歳以上の方）の所得段階別介護保険料

令和3～5年度（改訂前）		令和6～8年度（改訂後）					
所得段階	年額（円）	所得段階	対象となる方	月額（円）	年額（円）		
第1段階	20,400	本人が市民税非課税 非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者および前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	1,700	20,400	
第2段階	31,200		第2段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	2,900	34,800	
第3段階	44,400		第3段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	4,050	48,600	
第4段階	60,000		本人が市民税非課税 課税世帯	第4段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	5,350	64,200
第5段階（基準額）	66,000			第5段階（基準額）	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	5,900	70,800
第6段階	79,200	本人が市民税課税	第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,100	85,200	
第7段階	86,400		第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,700	92,400	
第8段階	98,400		第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	8,850	106,200	
第9段階	111,600		第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人（※）	10,050	120,600	
第10段階	132,000		第10段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人（※）	11,250	135,000	
第11段階	147,600		第11段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人（※）	12,400	148,800	
第12段階	164,400		第12段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人（※）	13,600	163,200	
			第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人（※）	14,750	177,000	
		第14段階	前年の合計所得金額が800万円以上の人	15,950	191,400		

※第9段階～第12段階の基準所得金額が変更になり、第13段階と第14段階が新設されました。

◆問い合わせ = ☎介護保険課（内線4230・4231）